

事業の進め方

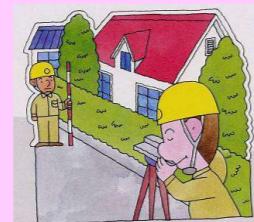
おおむね 2年

【①事業及び測量説明会の開催】



計画道路の沿道の皆さまにご理解いただきため、事業及び測量について説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③用地測量の実施】



この測量により、道路を造るために必要な土地の面積が確定します。

おおむね
5年～7年

【⑥用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑤用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【④事業着手の手続き】



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

【⑦契約・補償金の支払い】



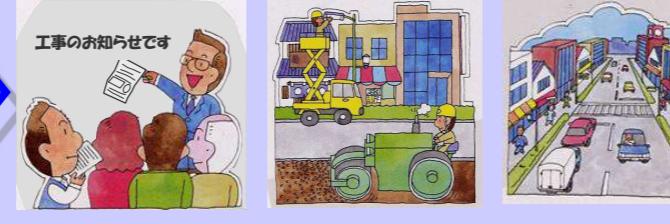
話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

【⑧物件移転】



取得させていただく土地の家屋などの物件を移転していただきます。

【⑨工事のお知らせ】【⑩工事の実施】 【⑪完 成】



沿道の皆さまに、道路整備の工事について、チラシの配布等によりお知らせします。
沿道の皆さまにできるだけご迷惑のかからないように工事を行います。
多くの皆さまのご理解とご協力により道路が完成します。

東京都市計画道路 環状街路第4号線

文京区本駒込二丁目～本駒込六丁目

道路整備計画のあらまし



この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願ひいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係
測量全般に関しては 工事課測量係

TEL 03(3882)1408
TEL 03(3882)1498

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

計画のあらまし

東京都では、機能的な都市活動と安全・安心な都市生活を目指し、交通混雑の緩和や地域の発展に貢献する道路整備を進めています。

環状第4号線は、地域の道路交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発展に貢献するため整備します。

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます。

- ◆幅の狭い歩道が広がり、安全な歩行者空間が確保されます。
- ◆消防車、救急車など緊急車両が円滑に通行でき、災害時には安全な避難路となります。

【計画の概要】

○都市計画道路名

東京都市計画道路
幹線街路【環状街路第4号線】

○都市計画決定

昭和21年3月26日
戦災復興院告示第3号

○延長及び区間

延長：約600m
区間：文京区本駒込二丁目から
文京区本駒込六丁目

○計画幅員



【計画道路位置図】



現況測量、用地測量の概要 (平成24～25年度)

現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鉛を設置します。



用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図（例）】で、たとえば、①の方の土地の用地測量を行う場合は、②の方と⑤の方だけでなく、③の方や④の方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



【測量図（例）】

